

埼玉県訓令第3号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第五項中「又は第二項第二号本文」を削る。

附則第五項中「勤務時間」の下に「及び休憩時間」を加える。

附則に次の一項を加える。

9 障害のある職員のうち、知事の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第一条及び別表（休憩時間に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、知事が別に定める。

別表雇用労働課の項職員の欄中「労働時間又は」を削る。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。